

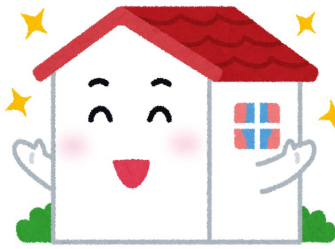
下田市行事カレンダー（4月16日～5月15日）

各課 問合せ先	健：市民保健課健康づくり係 ☎② 2217 国：市民保健課国保年金係 ☎② 3922					
	市：市民保健課市民係 ☎② 2215 観：観光交流課 ☎② 3913					
	産：産業振興課 ☎② 3914 防：防災安全課 ☎③ 4145					
	福：福祉事務所 ☎② 2216 企：企画課 ☎② 2212					
	図：市立図書館 ☎② 0352 学：学校教育課 ☎③ 3929					
	生：生涯学習課 ☎③ 5055 選：選挙管理委員会 ☎② 2211					
この情報は4月16日現在のものです、今後変更される場合があります。						
日	月	火	水	木	金	土
4月の納税 納期は 4月30日（金） 固定資産税 1期 「納税は便利な口座振替で」 「口座振替は残高確認を！」					16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28 市民相談市	29	30	1
2	3	4	5	6	7 広報5月号発行企	8
9	10	11 市民・法律相談市 2歳・2歳半健診健	12 年金相談国	13	14	15

市では、市内経済対策の一環として住宅リフォーム振興事業助成金制度の申請を募集します。

制度内容
住宅又は併用住宅で住居の用に供する部分の修繕、リフォームを対象とします。
助成金の額は、改修工事に要する費用（消費税等を除く）が150万円以上の場合30万円、20万円以上150万円未満の場合は20%の額を助成します。

また、子育て支援施策として、中学生以下の子供を有する世帯については、通常の助成金に、改修工事に要する費



**下田市住宅リフォーム
振興事業助成金の
申請募集**

用の10%又は15万円のいずれか低い額を上乗せして助成します。

申請条件
・申請者が、その住宅の所有者で、現在居住し、住民登録をされている方
・市税を完納されている方（同一世帯に属する方も含みます。）

※すでに工事着手している建物は対象になりません。
※今までに助成金制度を利用した方は、別の箇所であっても対象外です。

※申請時に必要な書類については、市ホームページ又は産業振興課への問合せにて事前にご確認ください。

受付期間
5月12日（水）～6月14日（月）
※受付期間終了期日前に受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

工事完了期日
11月30日（火）

※交付決定通知後、工事を着工し、工事完了期日までに完了報告を行うことができます。工事が対象となります。

申請・問合せ先
産業振興課地域経済促進係
☎② 3914